

商経第840号
令和8年2月5日

各 市 町 村 長
（商工担当課扱い）
山形県商工会連合会会長
各 商 工 会 会 長
山形県商工会議所連合会会長
各 商 工 会 議 所 会 頭 殿
山形県中小企業団体中央会会長
やまがた産業支援機構理事長
山形県信用保証協会理事長
各 取 扱 金 融 機 関 の 長
各 総 合 支 庁 長

山形県産業労働部長
（公 印 省 略）

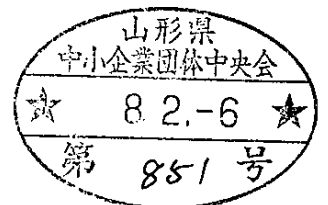
山形県商工業振興資金融資制度（経営安定資金第4号）における災害の
指定について

日頃、本県産業の振興と中小企業者に対する金融の円滑化について御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年1月21日からの大雪の被害に伴い、県内中小企業者の経営に対する影響が懸念されています。

このことから、県において、別紙のとおり山形県商工業振興資金融資制度（経営安定資金第4号）における災害の指定を行うこととしましたので、御了知願います。

つきましては、県内中小企業者に対し、金融の円滑化について、特段の御配慮をお願いします。



【お問い合わせ先】

山形県産業労働部商業振興・経営支援課 金融係

TEL 023-630-2135 FAX 023-630-3267

商経第840号
令和8年2月5日

関係機関の長 殿

山形県知事 吉 村 美 栄 子



山形県商工業振興資金融資制度（経営安定資金第4号）における
災害の指定について（通知）

このことについて、山形県商工業振興資金融資制度要綱第3条第2項の規定により、
以下のとおり指定し取り扱うこととする。

記

- 1 指定災害名称
令和8年1月21日からの大雪による災害
- 2 対 象 地 域
災害救助法の適用を受けた市町村
- 3 取 扱 期 間
令和8年2月5日から知事が別途指定する日まで
- 4 融 資 対 象 者
令和8年1月21日からの大雪による災害により事業所又は主要な事業用資産が
被害を受け、今後3か月の売上高が前年同期に比し20%以上減少することが想定
され、経営の安定に支障をきたしているもの

以 上

PRESS RELEASE



やまがたの上質ないいもの。
その魅力をもっと伝えたい。
この新しいブランドマークを旗印に、
山形のいいものの魅力を伝えていきます。

令和8年2月5日

県政記者クラブ報道機関 各位

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

山形県商工業振興資金融資制度（経営安定資金第4号）における 災害の指定等について

令和8年1月21日からの大雪による災害により被害を受けた事業所の円滑な復旧を支援するため、山形県商工業振興資金（経営安定資金第4号）の対象となる災害に「令和8年1月21日からの大雪による災害」を指定することとしましたので、お知らせします。また、「特別金融相談窓口」の設置を行いましたので、併せてお知らせします。

I 経営安定資金第4号

1 指定の内容

- (1) 災害名称 令和8年1月21日からの大雪による災害
- (2) 対象地域 災害救助法の適用を受けた市町村
- (3) 指定期間 令和8年2月5日から当面の間

2 経営安定資金第4号の貸付条件

- (1) 貸付対象者 令和8年1月21日からの大雪による災害により事業所又は主要な事業用資産が被害を受け、今後3か月の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが想定され、経営の安定に支障をきたしている中小企業者
- (2) 資金の用途 復旧に必要な設備資金及び運転資金
- (3) 利 率 年1.7%（固定）
- (4) 貸付限度額 8,000万円
- (5) 貸付期間 10年以内（うち据置2年以内）
- (6) 認定機関 山形県

II 大雪被害特別金融相談窓口

1 日程

令和8年2月5日（木）から当面の間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分～午後5時15分

2 場所

県庁8階 産業労働部商業振興・経営支援課内（面談又は電話により対応）
窓口電話番号：023-630-2135

担 当：産業労働部 商業振興・経営支援課
課長補佐 平澤（023-630-3950）
広報監：産業労働部次長 遠藤